

平成 27 年度 技術委員会 活動報告 (概要)

平成 28 年 6 月
一般社団法人 日本消火装置工業会

1. 委員会

(1) 委員構成

技術委員 14 社 15 名 + 部会長・分科会主査 6 名 (内 2 名は技術委員を兼務) = 計 19 名

(2) 開催回数

定例会 (原則 1 回/月) 8 回 + 合同委員会 1 回 = 計 9 回

2. 審議・確認事項等

(1) 消防庁への法令改正等の要望書提出 (H27. 6~H27. 7)

消火設備に関する課題およびその対応案 (要望) 等をまとめ、「消火設備に関する課題および法令改正等についての要望書」として消防庁に提出した。

- ① 要望事項は、技術委員会 (全体共通事項) および部会 (担当設備関係) ごとにまとめたが、全体で 37 項目となっている。
- ② 今後の消防庁との打合せ等は部会ごとに行うことにした。

(2) 「著作物転載規程」の新規制定 (H27. 7~H27. 9)

出版社等から当工業会発刊図書等の内容を転載したいとの申し込みがあった場合の対応について、規程を整備した。

- ① 基本的には、公益目的などの場合に転載を認め、その場合の転載料は無料とすることにした。
- ② 転載を認めるものは、当工業会が著作権を有するもののみとし、当工業会の会員会社等から提供された画像等については当工業会からは提供しないことにした。

(3) 「設計・工事基準書作成要領書」の一部改訂 (H27. 7~H27. 10)

当工業会が発刊する消火設備の設計・工事基準書の作成要領について、「著作物転載規程」の新規制定に関連して一部を改訂した。

- ① 当工業会の会員等から画像等を提供してもらうときのルールなどを追加した。
- ② 当工業会が他誌から転載または引用する場合の規定 (著作権関連法令の遵守等) を追加した。

(4) 軽微な工事の着工届に関する件 (H27. 9~H27. 12)

着工届が必要な改修工事における無届工事や届出遅れなどの消防法令違反を防ぐため、お客様宛のお願い文書「改修工事における消防用設備等の着工届について (お願い)」を作成した。

- ① 軽微な工事 (5 個以下のスプリンクラーヘッドの増設・移設など) は、一定の条件に該当すれば工事着手の 10 日前までに提出する着工届は省略できるとされている。
- ② 軽微な工事の予定であったものが、現地調査の結果、着工届が必要な工事に該当してしまう場合もある。このような場合に、時間がないからといって無届で工事を行ったり、届出が遅れたりすると法令違反になるとともに、顧客にも迷惑をかけることになる。
- ③ このような事態を防ぐため、消防設備士は責務を守らなければならないこと、および (工期が短い) 改修工事などにおいても着工届に必要な時間は確保していただきたいことなどをまとめた文書を作成して工業会ホームページに掲載し、工業会会員に活用してもらうことにした。
- ④ 文書は、平成 27 年 12 月に当工業会ホームページに掲載した。なお、(一社) 日本火災報知機工業会でも同様な文書を作成して同工業会のホームページに掲載している。

(5) その他の審議・確認事項

その他、各部会あるいは当工業会事務局起案の下記事項等について、審議または確認した。

- ① 「消火設備ハンドブック」の改訂について (H27. 4)
- ② 消防庁との意見交換会開催および出席者について (H27. 4)
- ③ 中部支部業務運営懇談会(H27. 8 名古屋)への出席者について (H27. 7)
- ④ 2015 アジア国際消防防災フォーラムでのプレゼンについて (H27. 9)
- ⑤ 「消防設備士試験 受験準備講習会実施規程」案について (H27. 12)
- ⑥ 予防担当消防職員の消火設備実技研修への講師派遣について (H27. 12)
- ⑦ 防火安全技術講習の講師交代について (H27. 12)
- ⑧ 平成 28 年度 工業会主催勉強会の開催について (H28. 2)
- ⑨ 当工業会著作物の転載依頼の対応について (H28. 3)
- ⑩ 「消火設備の設置及び技術基準」の改訂について (H28. 3)

3. 外部委員会

(1) (公社) 日本火災学会「東日本大震災調査委員会」(H23. 6～)

(公社) 日本火災学会が設けた標記委員会に当工業会も技術委員会の委員が参加し、消火設備の被害状況調査結果の提供等を行ってきた。同委員会は平成 23 年 12 月に速報 (CD 版) を出したが、さらに分析等を加え最終報告書をまとめるとのことで、引き続き同委員会に参加している。

同委員会は、平成 27 年 3 月に「2011 年東日本大震災火災等調査報告書 (要約版)」の電子版 (DVD) を発行したが、今後最終報告書 (完全版) を発行予定とのことである。

(2) (一社) 公共建築協会「平成 28 年版 機械設備工事監理指針改訂委員会 衛生分科会」

(H27. 10～H28. 3)

(一社) 公共建築協会が主催する、「公共建築工事標準仕様書」等改定に伴う標記指針の改訂委員会 (分科会) に当工業会も技術委員会の委員が参加した。当工業会は、給排水衛生設備工事編中の「消火機器」および「消火機器の据付け」の項を担当した。

4. その他

(1) 国土交通省「公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編)」等の改訂意見提出 (H26. 7～H27. 10)

国土交通省より標記仕様書等の平成 28 年版を発行するに当たり、当工業会に改訂意見を提出するよう依頼があった。

- ① 各部会で出た意見をまとめ、国土交通省に提出した。主な改訂要望は、広範囲型 2 号消火栓の追加、ハロン 1301 消火設備の追加などとなっている。
- ② 同省のヒアリングの機会などを通じ、当工業会の要望等を説明した。

(2) 平成 28 年版「機械設備工事監理指針」の改訂意見提出 (H27. 9～H27. 11)

(一社) 公共建築協会より平成 28 年版を作成するに当たり、改訂意見を出すよう依頼があり、各部会で出た意見をまとめ、同協会に提出した。

以 上